

電子契約導入事業者向け説明会

日時：令和８年７月１７日（金）

１０時００分

場所：生涯学習センター 第１ホール

1.開会

2.電子契約について

講師 弁護士ドットコム株式会社 佐藤 聡信 氏

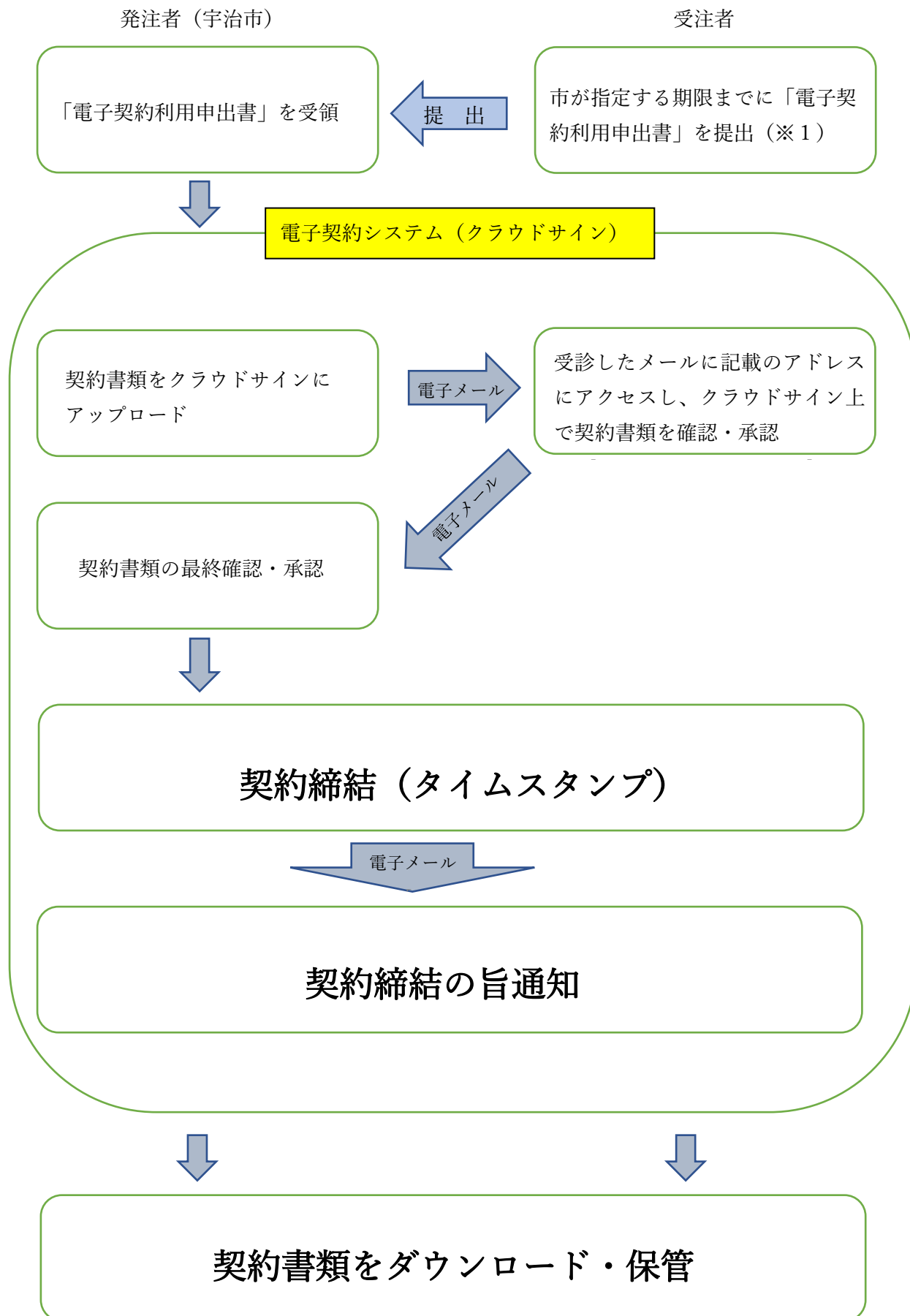
3.対象案件等について

令和８年８月以降に公告する、建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、物品等の供給及び役務の提供が対象です。

※契約課以外で取り扱う案件については対象外です。

4.質疑応答

電子契約フロー



※１ 建設工事及び測量・コンサルタント等業務は、京都府入札情報公開システムにて参加表明時に添付書類として提出。物品等の供給及び役務の提供は参加表明書に電子契約を希望する旨を記入し、落札業者のみ電子メールにて提出。

電子契約利用申出書

宇治市と電子契約サービスを利用して行う契約の締結において、利用するメールアドレスは、次のとおりです。

必須

案件名	
-----	--

必須【決裁者】

契約締結権限者	役職		氏名	
メールアドレス				

任意【確認者】※確認者が必要な場合のみご記入ください。不要な場合は空欄としてください。

担当者	役職		氏名	
メールアドレス				

(宛先)宇治市長

年 月 日

所在地
商号又は名称
代表者役職
代表者氏名

【留意事項】

- ※ 本書は押印不要です。京都府電子入札情報公開システムで参加申込をする場合は、添付資料として、Word 様式で提出してください。それ以外の場合は、電子メールに **Word 様式**のデータを添付の上提出してください。
- ※ 本書は、契約ごとに1通提出してください。
- ※ 電子契約による契約は、紙の契約書による契約と契約条件・効力に相違はありません。

- ※ 契約締結権限者は社内規程等により契約締結の権限を有する者であれば、必ずしも代表者である必要はありません。
- ※ 担当者欄は、この契約事務を担当する方を記載してください。
- ※ 提出した申出書の内容に変更があった場合は、再度提出してください。申出を撤回する場合は、市の担当者と協議の上、文書(電子メールを含む。)にてその旨を申し出てください。
- ※ 工事請負契約においては、この申出及びその応答をもって、建設業法施行令(昭和 31 年政令第 273 号)第5条の5第1項の規定による「電磁的措置の種類等の提示」及び「その承諾」とします。類似規定のある他の法令が適用される契約においても、同様とします。